山田会計事務所だより

平成２４年　２月号（第205号）

〒454-0983　名古屋市中川区東春田３丁目１２０－１

山田達也税理士事務所 TEL ０５２－３０２－４０１７

http://www.yamadakaikei21.com　YAHOO!　山田会計　中川区　検索

いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

給与所得の源泉徴収票について

今の時期は年末調整で、役員･従業員の方々の「給与所得の源泉徴収票」を作成しております。
皆様にお渡しする「受給者交付用」の用紙以外にも計4部同様な書類を作成し、各役所に提出します。

① 受給者交付用……下記の見本では鈴木一郎さん本人が受け取ります

② 税務署提出用……会社または事業所の本店がある税務署に提出します
鈴木一郎さんの源泉所得税　88,000円は会社が税務署に納付します

③ 市町村交付用1……従業員等の居住している「愛知県」等の都道府県に提出します
個人県民税　約77,000円は原則会社が本人から毎月徴収し毎月納付します

④ 市町村交付用2……従業員等の居住している「名古屋市」等の市区町村に提出します
個人市民税　約115,000円は原則会社が本人から毎月徴収し毎月納付します
名古屋市の場合、5%減税が実施される予定です。
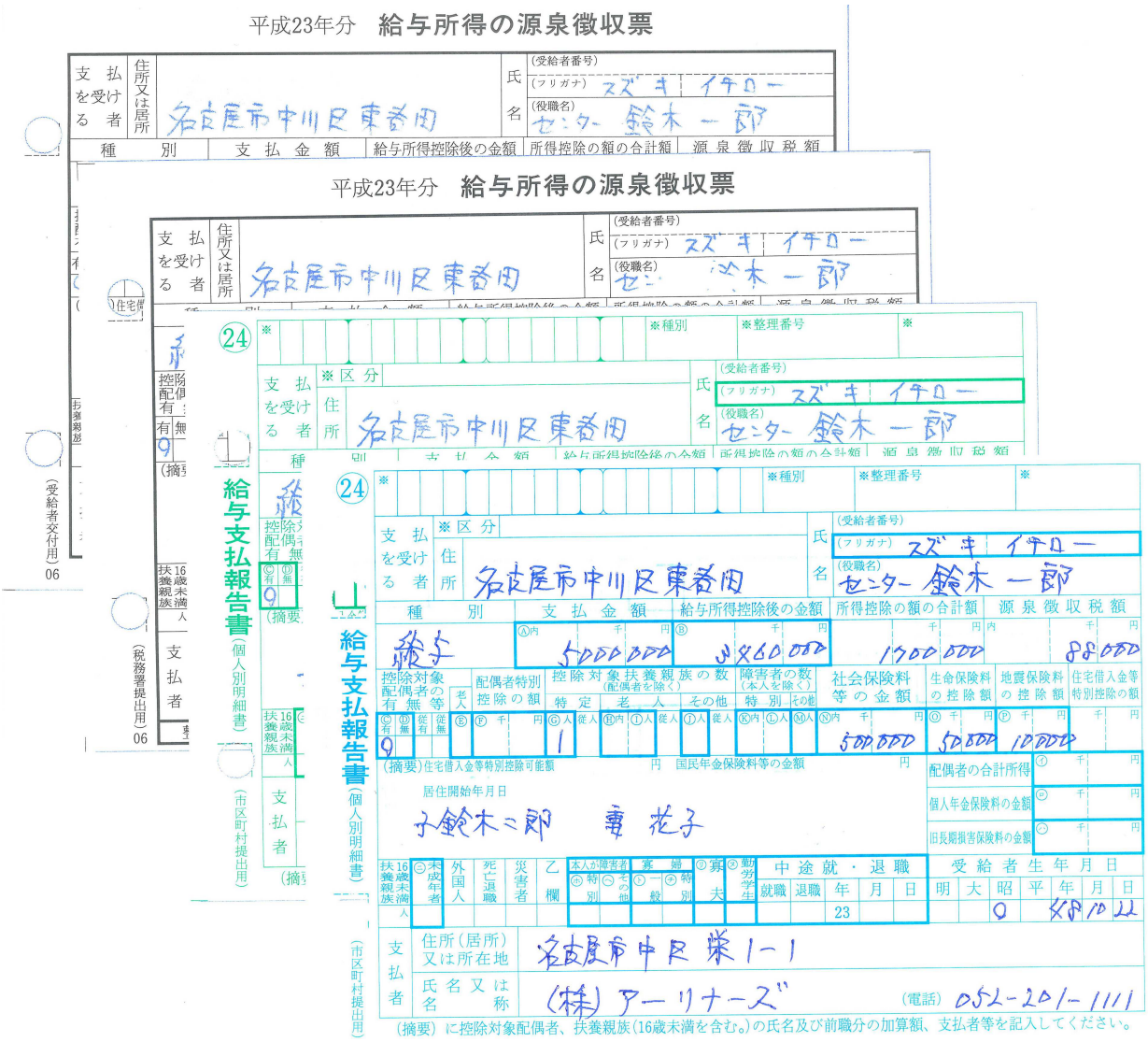
ただし上記③④については、従業員の人数が少なかったり中途退社の場合には直接本人が納付できますが
最近は会社で給与から徴収する原則方法（特別徴収）で書類が来ることが多くなりました。